

令和7年御殿場市議会
12月定例会議案資料

件 名	頁
議案第65号関係資料	1
議案第68号関係資料	2
議案第69号関係資料	3
議案第71号関係資料	4
議案第72号関係資料	7
議案第73号関係資料	10
議案第74号関係資料	12
議案第75号関係資料	15
議案第76号関係資料	17

御殿場市

議案第 6 5 号関係資料

御殿場市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の概要について

1 背景

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育事業に加え、新たな通園事業として「乳児等通園支援事業」が創設されました。この事業は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる仕組みとなっています。

この乳児等通園支援事業は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、市町村による認可事業として位置づけられ、令和 8 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されることとなりました。

2 趣旨

乳児等通園支援事業が認可事業として位置づけられるに当たり、改正後の児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項に基づき、市町村は、この事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないこととされました。

なお、当該基準は、内閣府が定める基準に従い、又は参照し、定めるものです。

3 概要

(1) 最低基準の向上【第 3 条関係】

市長は、設備及び運営に関する基準の向上に向けて、事業者に勧告するほか基準の向上を促します。

(2) 最低基準と乳児等通園支援事業者【第 4 条関係】

乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて設備及び運営を向上させる必要があります。

(3) 乳児等通園支援事業者の一般原則【第 5 条関係】

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に配慮するとともに、事業運営についての説明や評価を行い、常に改善に取り組む必要があります。また、設備設置に当たっては、利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払う必要があります。

(4) 委任【第 6 条関係】

この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めます。

4 施行期日

公布の日

議案第 6 8 号関係資料

御殿場市債権管理条例の一部を改正する条例の概要について

1 趣旨

市が所有する債権のうち回収の見込みがない債権については、御殿場市債権管理条例に規定される要件に従い、適切に放棄しているところです。しかし、令和 5 年 4 月 1 日の条例施行後 2 年余が経過し、回収の見込みがないにもかかわらず、条例に規定される要件に該当せず、適切に放棄することができない債権が存在しているため、適切に債権を放棄できるよう条例の一部を改正するものです。

2 概要

(1) 第 1 1 条第 1 項第 7 号の拡大

死亡した債務者の債務は、相続人に相続されますが、現行の規定では、限定承認があった場合で、回収に係る費用等が相続財産を超えてしまうときは債権を放棄できるとしています。しかし、相続人が不在のときは、相続財産清算人を選任する必要があり、その費用が高額になるため、それに見合う相続財産がない限り実質的に債権を回収できる見込みがありません。このため、第 7 号に相続人が存在しない場合を加え、相続財産清算人を選任するなどの手続をせず、債権放棄ができるよう改正するものです。

(2) 第 1 1 条第 1 項第 8 号の追加

裁判で争っても請求が認められない等、勝訴の見込みがないときは、債権を放棄できるよう第 8 号を追加します。

3 施行期日

公布の日

議案第 69 号関係資料

御殿場市営住宅条例の一部を改正する条例の概要について

1 概要

平成 30 年 3 月、国土交通省住宅局の「保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべき」とする通達により、標準条例（案）から保証人に関する規定が削除されました。また、令和 2 年 2 月には、保証人の要否について未検討の事業主体に対し、早急に検討を行うよう通達がありました。

本市においては、市営住宅の入居にあたり保証人の確保が条件となっていますが、近年、身寄りのない単身高齢者等、保証人の確保が困難な方が増加しています。市営住宅は、セーフティネット住宅として住宅に困窮する低所得者への低廉な住宅の提供という目的があることから、保証人を確保できないことを理由に入居できないといった事態が生じないようにする必要があります。このことから、保証人の確保を求めない内容に条例の一部を改正するものです。

2 近隣市町等の状況

廃止済（10） 静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、磐田市、

清水町、川根本町、富士市、湖西市

廃止に向けて調整中（2） 長泉町、小山町

3 保証人制度廃止後の対応

保証人は、実質的に緊急時の連絡先としての役割も果たしていることから、入居時において、緊急時に連絡が取れるよう親戚、知人等の連絡先の提出を求めます。また、緊急連絡先が確保できない場合においても、国は入居の支障とならないよう適切な対応を求めていることから、個別に聞き取りを行い対応します。

4 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

議案第7-1号関係資料

トイレトラックの取得について

1 概要

地震等の大規模災害時は、断水、停電等によりトイレが通常どおり使用できなくなり、避難所等が不衛生になることが課題とされています。また、通常どおり使用できないことにより、避難者がトイレの利用を控えるため、健康上の問題も指摘されており、災害時のトイレ環境の確保は、非常に重要な課題となっています。

このような課題を改善するため、自走式で清水・汚物の貯留タンクを備えたトイレトラックを取得するものです。

- (1) 取得物件 トイレトラック
- (2) 取得金額 26,475,900円
- (3) 納 期 令和8年3月31日

2 財源

国の「新しい地方経済・生活環境創成交付金」を50%充当するとともに、クラウドファンディングにより広く購入資金を募ります。

3 契約の方法

今回取得するトイレトラックは、一般社団法人助けあいジャパンのトイレトラックですが、取得の前提として、同法人が主催する「みんな元気になるトイレネットワーク」に加入する必要があります。

このネットワークには50を超える自治体が加入しており、災害時にトイレが必要となった場合には、他の自治体からトイレトラックの提供を受けることが可能となります。

このようなことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により、同法人と仮契約を締結しました。

4 仕様及び装備

- (1) 自動車の種別及び用途 種別 普通
用途 特種
- (2) 総 排 気 量 2.99 L
- (3) 車両総重量 約6,135 kg
- (4) 乗車定員 3人
- (5) 運転に必要な免許 準中型免許
- (6) タンク容量 清水タンク 約760 L
汚物タンク 約1,060 L
(使用回数 約950回～1,300回)
- (7) 給水及び排水 給水方法 給水口へのホース挿入による給水
排水方法 バキュームカーでのくみ取り又はホース接続による
自重落下
- (8) 電力 ソーラーパネル 100 W
リチウム電池 200 A h
(100%充電で、トイレの照明、換気扇等を24時間稼働可能)
- (9) トイレ室数 普通トイレ 4室
多機能トイレ 1室
合計 5室
- (10) トイレ装備 全室共通
(二重ロック付き扉、LED照明、電動換気扇、洗面台、化粧鏡、
洗浄・温便座付き洋式簡易水洗トイレ、室内暖房用FFヒーター、
多目的トイレ室、電動車いすリフター、オストメイト対応キット、
おむつ交換台等)

トイレトラックの写真



議案第72号関係資料

指定管理者の指定に関する参考書（御殿場市富士山交流センター）

1 候補者選定の経過及び結果

御殿場市富士山交流センターの指定管理者の候補者について、御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第4号により非公募にて選定を実施しました。

(1) 申請受付期間

令和7年8月8日（金）から令和7年8月20日（水）まで

申請団体 一般社団法人印野郷土振興協会

(2) 御殿場市指定管理者選定審査会審査

令和7年10月27日（月）

御殿場市富士山交流センターに係る指定管理者の選定について、指定管理者指定申請書に基づき、御殿場市指定管理者選定審査会を開催し、審査を実施しました。

(3) 指定管理者候補者の決定

御殿場市指定管理者選定審査会の審査結果を受け、御殿場市富士山交流センターの指定管理者の候補者は、「一般社団法人印野郷土振興協会」に決定しました。

2 一般社団法人印野郷土振興協会の概要

(1) 設立年月日 昭和33年5月28日 社団法人設立

平成25年4月 1日 一般社団法人へ移行

(2) 所 在 地 御殿場市印野1699番地

(3) 代 表 者 理事長 勝間田 政道

(4) 事 業 内 容 公益目的事業としての教育事業、地域振興事業、福祉事業、勧業事業、環境事業、防犯・防災事業

不動産賃貸事業

公の施設の指定管理事業

(5) 事 業 実 績 御殿場市御胎内温泉健康センター指定管理事業

御殿場市たくみの郷指定管理事業

印野地区スポーツ公園（丸尾パーク）指定管理事業

御胎内清宏園管理運営事業

3 非公募の理由

御殿場市富士山交流センターは、富士山に対する知識・理解を深めるとともに、交流人口の増加及び地域の活性化に資することを目的に設置された施設です。一般社団法人印野郷土振興協会は、地域住民で構成され地域の事情にも明るく、地域の力を活用した管理運営による、交流人口の拡大、観光の進展、地域振興等の事業効果が期待できることから、非公募による選定としたものです。また、同法人は、隣接する御胎内温泉健康センターをはじめとする周辺4施設の管理運営も行っており、これら施設の一体的な活用により、効率的・効果的な事業展開を図ることもできます。

4 指定管理及び運営に係る候補者の提案要旨

(1) 管理運営の基本方針

御殿場市富士山交流センターの設置目的である「富士山情報の発信」、「自衛隊との交流」、「地域活性化」の趣旨を十分に理解し、公共施設としての役割を担いながら、交流人口を増大させる目標を最小の経費によって達成するために、富士山の文化や歴史、景観等の魅力的な情報を、地域の魅力とともに広域かつ幅広い層へ積極的かつ効率的に発信し、多くの利用者の確保に努めます。さらに利用者には、「地域ぐるみの温かいおもてなし」により質の高いサービスを提供し、利用者の満足度を高め、新規利用者の確保及びリピーターの拡大に努めます。

(2) 利用の平等性の確保について

行政の代行者としての責任を自覚し、常に平等かつ公平、公正な施設とするために、関連法令に則り、利用規程を作成・運用するなどして、利用の平等性の確保に努めます。

(3) 利用促進の方策（PR・広報活動・情報提供等）

利用促進のための手段として、以下の分野について取り組みます。

ア 情報発信（PR・広報活動）の強化

イ 周辺・市内施設等との連携

ウ 地域資源（人材・地場産品）の活用

エ 魅力的な自主事業の開催（※(6) 自主事業実施計画を参照）

(4) 収支計画の方針

質の高いサービス提供のため、人件費、自主事業費及び維持管理費には必要な支出を確保します。一方で指定管理料の低減を目指し、可能な限り支出の削減に努めるとともに、利用者の増加による収入の増加を目指します。

具体的には、利用者アンケートやモニタリングによる利用者満足度の把握と改善計画の策定を行い、効率的な人員配置と活用、調達コスト・環境コストの削減、周辺施設との連携による効率的な運営を通じて品質確保及びコスト縮減に努めます。これらの取組により、

年間32万人の集客を目標として、常設展示室利用料収入、パークゴルフ場利用料収入のほか、物産販売収入等の自主事業収入の増加を図ります。

(5) 業務運営組織

施設の管理運営に必要な「マネジメント部門」、「営業企画」、「売店」、「管理」、「パークゴルフ場」の役割・機能別の組織を構築し、職員9人、臨時職員1人、パート4人、委託職員1人の計15人の体制で実施します。

また、スタッフ間のジョブローテーションや各部門の状況に応じた兼務により、効率的な人員配置の実現及び人件費の抑制に努めます。

(6) 自主事業実施計画

新規利用者の開拓、集客の向上及び施設の知名度向上のため、「公共性の維持」、「地域特性の活用及び周辺施設との連携」、「収益の確保」、「環境への配慮」を基本方針として事業展開を行います。具体的には、交流をテーマとしたイベント、富士山・地域特性をテーマとしたイベント、周辺施設との連携イベント等の開催、共催事業として施設又は場所の提供事業を実施します。

(7) 施設・設備管理計画について

施設・設備管理は、「いつでも、誰もが、公平・平等に、安全・安心して快適に利用できる施設」の実現と継続に努めるため、施設の特性を十分に理解し長所を最大限に活用した計画のもと実施します。事故又は災害に対しては、研修や訓練を通じて未然防止対策に努めるほか、緊急時対応マニュアル及び防犯対策マニュアルによる体制のもと、的確に対応いたします。また、感染症防止のため必要な対策を実施します。

(8) 環境マネジメント対策

御殿場市環境マネジメントシステムに従い、「省エネルギー対策」、「資源リサイクル」、「薬剤使用の抑制」、「環境に対する普及啓発」に取り組みます。

(9) 指定管理者業務評価（自主）計画について

指定管理者業務評価（モニタリング）は、「サービスが要求水準を充足しているかの確認」、「サービスに不具合がある場合の改善に役立てる」、「利用者に対する説明責任を果たす」の3つを目的に、適切かつ公平に実施します。指定管理者自らが実施するセルフモニタリングと市が実施するモニタリングの2つについて、定期及び必要に応じて随時実施します。また、施設利用者の代表を含む「御殿場リゾート富士の郷合同運営協議会（モニタリング委員会）」を組織し、利用者の声を把握し業務改善に努めます。

議案第73号関係資料

指定管理者の指定に関する参考書（御殿場市地区コミュニティ供用施設等）

1 候補者選定の経過及び結果

御殿場市地区コミュニティ供用施設等の指定管理者の候補者について、御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第4号により非公募にて選定を実施しました。

(1) 申請受付期間

令和7年7月4日（金）から令和7年8月8日（金）まで

申請団体 各区

(2) 御殿場市指定管理者選定審査会審査

令和7年10月6日（月）

御殿場市地区コミュニティ供用施設等に係る指定管理者の選定について、各々の指定管理者指定申請書に基づき、御殿場市指定管理者選定審査会を開催し、審査を実施しました。

(3) 指定管理者候補者の決定

御殿場市指定管理者選定審査会の審査結果を受け、御殿場市地区コミュニティ供用施設等の指定管理者の候補者は、別表のとおり決定しました。

2 非公募の理由

御殿場市地区コミュニティ供用施設等は、地域住民の健康増進、教養及び文化の向上並びに児童の健全育成を図り、もって地域社会の進展に資することを目的に設置された施設です。施設の利用者は大半が各区民であり、各区の防災拠点としても位置付けられていることから、区による管理運営が最も適しており、結果的に地域の活性化にもつながると考えます。

別表

No.	施設の名称	指定管理者			指定の期間
		名称	代表者	所在地	
1	御殿場地区コミュニティ供用施設	御殿場区	御殿場区長	御殿場市御殿場190番地の2	令和8年4月1日 から 令和18年3月31日 まで
2	東山地区コミュニティ供用施設	東山区	東山区長	御殿場市東山1017番地の1	
3	二の岡地区コミュニティ供用施設	二の岡区	二の岡区長	御殿場市二の岡一丁目3番15号	
4	新橋地区コミュニティ供用施設	新橋区	新橋区長	御殿場市新橋2081番地の2	
5	萩原地区コミュニティ供用施設	萩原区	萩原区長	御殿場市萩原508番地の1	
6	二枚橋地区コミュニティ供用施設	二枚橋区	二枚橋区長	御殿場市二枚橋229番地の1	
7	西田中地区コミュニティ供用施設	西田中区	西田中区長	御殿場市北久原603番地の1	
8	永原地区コミュニティ供用施設	永原区	永原区長	御殿場市萩原1360番地の119	
9	萩蕪地区コミュニティ供用施設	萩蕪区	萩蕪区長	御殿場市萩蕪152番地の6	
10	中清水地区コミュニティ供用施設	中清水区	中清水区長	御殿場市中清水177番地の1	
11	駒門地区児童厚生体育施設	駒門区	駒門区長	御殿場市駒門471番地	
12	大坂地区コミュニティ供用施設	大坂区	大坂区長	御殿場市大坂249番地の1	
13	高内地区コミュニティ供用施設	高内区	高内区長	御殿場市神山400番地の1	
14	尾尻地区コミュニティ供用施設	尾尻区	尾尻区長	御殿場市神山930番地の7	
15	川島田地区コミュニティ供用施設	川島田区	川島田区長	御殿場市川島田923番地	
16	永塚地区コミュニティ供用施設	永塚区	永塚区長	御殿場市永塚692番地の1	
17	茱萸沢上地区コミュニティ供用施設	茱萸沢上区	茱萸沢上区長	御殿場市茱萸沢893番地の1	
18	中畑東地区コミュニティ供用施設	中畑東区	中畑東区長	御殿場市中畑268番地の2	
19	中畑北地区コミュニティ供用施設	中畑北区	中畑北区長	御殿場市中畑876番地の9	
20	中畑南地区コミュニティ供用施設	中畑南区	中畑南区長	御殿場市中畑1667番地の1	
21	中畑西地区コミュニティ供用施設	中畑西区	中畑西区長	御殿場市中畑1777番地の3	
22	川柳地区コミュニティ供用施設	川柳区	川柳区長	御殿場市川柳27番地	
23	小木原地区コミュニティ供用施設	小木原区	小木原区長	御殿場市印野2209番地の1	
24	時之栖地区コミュニティ供用施設	時之栖区	時之栖区長	御殿場市印野1759番地の1	
25	印野南地区学習等供用施設	印野区	印野区長	御殿場市印野866番地の1	
26	印野地区コミュニティ供用施設				
27	塚原地区コミュニティ供用施設	塚原区	塚原区長	御殿場市塚原859番地の2	
28	山之尻地区コミュニティ供用施設	山之尻区	山之尻区長	御殿場市山之尻907番地の1	
29	柴怒田地区コミュニティ供用施設	柴怒田区	柴怒田区長	御殿場市柴怒田117番地の1	

議案第74号関係資料

指定管理者の指定に関する参考書（御殿場市たくみの郷）

1 候補者選定の経過及び結果

御殿場市たくみの郷の指定管理者の候補者について、御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第4号により非公募にて選定を実施しました。

(1) 申請受付期間

令和7年8月15日（金）から令和7年8月20日（水）まで

申請団体 一般社団法人印野郷土振興協会

(2) 御殿場市指定管理者選定審査会

令和7年10月27日（月）

御殿場市たくみの郷に係る指定管理者の選定について、指定管理者指定申請書に基づき、御殿場市指定管理者選定に係る審査会を開催し、審査を実施しました。

(3) 指定管理者候補者の決定

御殿場市指定管理者選定に係る審査会の審査結果を受け、御殿場市たくみの郷の指定管理者の候補者は、「一般社団法人印野郷土振興協会」に決定しました。

2 一般社団法人印野郷土振興協会の概要

(1) 設立年月日 昭和33年5月28日 社団法人設立

平成25年4月 1日 一般社団法人へ移行

(2) 所 在 地 御殿場市印野1699番地

(3) 代 表 者 理事長 勝間田 政道

(4) 事 業 内 容 公益目的事業としての教育事業、地域振興事業、福祉事業、勧業事業、環境事業、防犯・防災事業

不動産賃貸事業

公の施設の指定管理事業

(5) 事 業 実 績 御殿場市御胎内温泉健康センター指定管理事業

御殿場市富士山交流センター（通称：富士山樹空の森）指定管理事業

印野地区スポーツ公園（丸尾パーク）指定管理事業

御胎内清宏園管理運営事業

3 非公募の理由

御殿場市たくみの郷は、郷土の生活文化を継承し、地域の活性化を図ることを目的に設置された施設であるため、指定管理者の選定に当たっては、その施設の性格や地域の活力を活用した管理を考慮し、また、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、非公募により行うこととしました。

4 施設管理及び運営に係る候補者の提案要旨

(1) 管理運営の基本方針

御殿場市たくみの郷は、地元で栽培しているそばを用い、昔ながらの手打ち体験を通して、郷土の生活文化を継承し、地域の活性化を図るために設置されました。このような公共的施設としての役割を担いながら、近隣施設である富士山交流センター、御胎内温泉健康センター、御胎内清宏園及び印野地区スポーツ公園（丸尾パーク）と連携することで、交流人口を増大させる目標を最小の経費によって達成するよう、地域の魅力を広域かつ幅広い層へ積極的かつ効率的に発信し、多くの利用者の確保に努めます。さらに利用者には、「地域ぐるみの温かいおもてなし」により質の高いサービスを提供し、利用者の満足度を高め、新規利用者の確保及びリピーターの拡大に努めます。

(2) 自主事業について

そばという食材に関する歴史又は文化に由來したサービス等を提供します。また、近隣施設の多客時期における集客増加の相乗効果を狙い大型連休等に併せ、富士山の日、施設のオープン記念日等に値引きサービス等を実施します。飲食スペースでそば料理を販売するだけでなく、近隣住民等へ個別販売する等積極的な販路拡大を図ります。

(3) 施設の運営について

総合的な管理運営方針に基づき、以下を管理運営の方針とします。

ア いつでも、誰もが、公平・平等に、安全・安心して快適に利用できる施設の運営管理

イ 地域や施設の特性を活かすとともに、利用者のニーズを的確に把握した魅力ある
観光施設の創出と継続

ウ 地域の資源である自然や周辺施設、企業、団体及び住民の活力を活用し、利用者が
満足できるサービスを提供するとともに、地域の活性化に貢献

エ 施設管理サービスと利用者サービスの品質確保を的確に行うため、P D C Aサイクル
の構築とスタッフ教育の徹底

(4) 施設の管理について

たくみの郷が公の施設であるという重要性を認識し、利用者が施設を安心・安全に利用できるよう維持管理を推進します。維持管理に関して専門的知識を要するものについてはコスト意識を高めつつ適正な費用で実施することに努めます。

(5) 収支計画について

質の高いサービス提供のため、人件費及び維持管理費には必要な支出を確保します。一方で、指定管理委託料の低減を目指し、可能な限り支出の削減に努めるとともに、利用者の増加による収入の増加を目指します。

(6) 環境への配慮及び個人情報の保護について

御殿場市環境マネジメントシステムの趣旨を踏まえ、環境関連法令等の遵守とともに、環境負荷の低減に努めた運営を行います。また、個人情報を正しく取り扱うことが指定管理者としての最重要課題のひとつと認識し、関係法令を確実に遵守します。

(7) 安全管理・危機管理について

災害・緊急時等の対応について、「御殿場市たぐみの郷危機管理マニュアル」に基づき迅速な対応ができるようスタッフ教育を実施し、利用者の安全に配慮します。

議案第75号関係資料

指定管理者の指定に関する参考書（駿東地域職業訓練センター）

1 候補者選定の経過及び結果

駿東地域職業訓練センターの指定管理者の候補者について、御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第4号により非公募にて選定を実施しました。

(1) 申請受付期間

令和7年7月22日（火）から令和7年8月15日（金）まで

申請団体 職業訓練法人駿東地域職業能力開発協会

(2) 御殿場市指定管理者選定審査会

令和7年10月6日（月）

駿東地域職業訓練センターに係る指定管理者の選定について、指定管理者指定申請書に基づき、御殿場市指定管理者選定に係る審査会を開催し、審査を実施しました。

(3) 指定管理者候補者の決定

御殿場市指定管理者選定に係る審査会の審査結果を受け、駿東地域職業訓練センターの指定管理者の候補者は、「職業訓練法人駿東地域職業能力開発協会」に決定しました。

2 職業訓練法人駿東地域職業能力開発協会の概要

(1) 設立年月日 平成2年12月12日

(2) 所 在 地 御殿場市神山1191番地の2

(3) 代 表 者 会長 勝又 正美

(4) 事 業 概 要 技能の高度化やニーズの多様化に対応できる人材の育成により、労働者の職業安定と地位向上を図り地域経済の発展に寄与する。

3 非公募の理由

職業訓練は、職業訓練法人のみ認められており、同協会は、本地域の職業訓練法人として、静岡県知事の認可を受けています。他の職業訓練法人が地域を重複して認可を受けることはできず、本地域では本協会が唯一の職業訓練法人であることから、非公募としました。

4 施設管理及び運営に係る候補者の提案要旨

(1) 管理運営の基本方針

業務仕様書及び関係法令等に基づき、市との連携のもと、公共の施設として施設利用者が快適に利用できるよう適切な管理運営を行うとともに、経費の節減を図ります。

物価上昇、慢性的な人手不足等、地域を取り巻く問題が山積している中で、離職者・在職者に基礎的技能を習得させ、技術高度化を支える人材を養成することで、地域産業の発展に協力します。

(2) 実績を生かした管理運営

平成3年度の当施設完成以降、職業訓練を継続してきた実績があり、蓄積されたノウハウをあらゆる分野で発揮していきます。

(3) 利用者ニーズの把握及びサービスの向上計画

運営に当たっては、日常のコミュニケーションの中での利用者の声の把握に努めるとともに、年1回以上利用者アンケートを実施し、満足度を測り、苦情及び要望を出しやすい環境を心がけ、いただいた声を運営に反映させるように努めます。

(4) 利用促進の方策

御殿場市を含む2市1町の行政部門及び会員企業との連携を密に調整を行い、時代と地域性に合った利用者のニーズを把握し、それを新規講座、訓練等の事業の実施に繋げます。

(5) 管理運営組織体制

責任者は、当協会の会長及び役員並びに御殿場市、裾野市及び小山町と連絡を密にし、適切に人員を配置し運営します。

スタッフの勤務については、利用者サービスを維持しながら、労働法規を遵守した勤務体制を設定します。

訓練課程は、事務局職員が講師を兼ね、対応不可能な訓練課程は非常勤講師を招くことで経費削減を図ります。

(6) 利用者の安全確保

事故等の緊急時の対応については、「駿東地域職業訓練センター危機管理マニュアル」を作成し体制を整えています。

マニュアルの内容について、スタッフ間で情報を共有し、事故発生時には、速やかに対応できる体制づくりを徹底します。

議案第76号関係資料

指定管理者の指定に関する参考書（御殿場市都市公園）

1 候補者選定の経過及び結果

(1) 申請受付期間

令和7年7月17日（木）から令和7年8月20日（水）まで

申請団体 1団体 御殿場総合サービス株式会社

(2) 御殿場市指定管理者選定審査会審査

令和7年10月21日（火）

御殿場市都市公園に係る指定管理者の選定について、指定管理者指定申請書に基づき、

御殿場市指定管理者選定に係る審査会を開催し、審査を実施しました。

(3) 指定管理者候補者の決定

御殿場市指定管理者選定に係る審査会の審査結果を受け、御殿場市都市公園の指定管理者の候補者は、「御殿場総合サービス株式会社」に決定しました。

2 御殿場総合サービス株式会社の概要

(1) 設立年月日 平成 7年6月 1日 御殿場温泉観光開発株式会社として設立

平成20年2月29日 御殿場総合サービス株式会社に社名変更

平成21年4月 1日 財団法人御殿場市振興公社との合併・組織の統合

(2) 所 在 地 御殿場市川島田1446番地の24

(3) 代 表 者 代表取締役 岸 泰弘

(4) 事 業 内 容 御殿場市内公共施設の管理・運営及び行政事務の補完を目的とする各種業務の請負業務、旅行業、自然エネルギー利用促進事業

(5) 事 業 実 績 御殿場市公の施設の管理運営業務（指定管理8施設）、御殿場市庁舎受付案内業務等御殿場市内外各種請負事業、障がい者就労支援・子育て支援事業等のまちづくり事業、太陽光発電事業等自然エネルギー利用促進事業 外

3 施設管理及び運営に係る候補者の提案要旨

(1) 管理運営の基本方針

施設利用者のW I N（提供するサービスにより利用者が安全・安心に利用でき、ニーズが満たされること）、施設設置者のW I N（利用者のW I Nを最低限のコストで実現し、御殿場市が安心して業務を任せることができること）及び指定管理者のW I N（指定管理者として活動することにより、さらに高いモチベーションで働く環境を得られ、その結果として収益が各事業の継続性を保つこと）の「トリプルワイン」を掲げ、御殿場市のまちづくり及び人づくりのために常に公の利益を追求し、社会に貢献します。

(2) 利用者ニーズの把握

利用者との日常のコミュニケーションや情報収集、意見を寄せる仕組みづくり（アンケート調査・モニタリング組織の設置・ホームページ）により、利用者ニーズの把握に努めます。

利用者ニーズを把握した上で、各施設へフィードバックします。そのために、日頃から利用者とのコミュニケーションを大切にします。

(3) サービスの向上

公園の利用状況や季節に応じた植栽、芝生管理、清掃等を適切に行うことで、より多くの利用者が気持ちよく利用できる空間を提供します。

また、園路の補修、砂利の補充等を行い、快適な利用環境を維持するとともにノルディック・ウォークの教室を行う等、利用の促進と市民の健康増進に取り組みます。

各公園の花壇の充実及び緑地化を推進し、東田中富士見公園のビオトープの植物の種類をさらに豊富にし、水辺の生物の観察の場として利用できるようにする等、子どもたちが楽しめる公園環境を整えます。

また、中央公園において、虫取り網、虫眼鏡、図鑑、ボール等の貸し出しサービスを行なう等、子どもたちが自然に触れあい学習する環境を整えます。

(4) 平等利用の確保

スタッフ全員が、公共施設を管理していることを認識し、利用受付、案内、利用承認、利用料金の徴収等の受付業務を公正に実施し、利用者に対して公平なサービスの提供及び管理業務を行います。利用に関する平等性確保のため、「公平な仕組みづくり」、「多くの方に利用していただく仕組みづくり」に取り組みます。

(5) 管理運営組織体制

公園の運営・維持管理に必要な資格、知識及び経験を有するスタッフを配置し、様々な状況に対応できるようにします。

また、防火管理者や各機器類の扱いに長けた人材を配置し、安全・安心な公園管理運営に努めます。

(6) 環境への配慮について

御殿場市環境マネジメントシステムで定められている「基本理念」、「環境方針」等をスタッフが理解し、このシステムを施設の運営において機能させることで、環境負荷の低減に努め、環境にやさしいまちづくりに貢献するよう努めます。

(7) 個人情報の保護

御殿場市の公の施設の指定管理者として、利用者の個人情報が重要な資産であることを理解し、関係法令及び「御殿場総合サービス株式会社リスクマネジメントマニュアル」に基づき、情報の漏洩、滅失、毀損等を防止するため、適正な運用を行います。

(8) 災害時、緊急時の対応

各スタッフが「御殿場総合サービス株式会社リスクマネジメントマニュアル」に基づいた対応ができるようリスクマネジメントに努め、安心安全な施設提供ができるよう努めます。

また、利用者の安全・迅速な避難誘導を可能にするため、防災訓練等を実施し、大きな災害にも対応できるように備えます。

